

アイヌ生活向上推進方策検討会議設置要綱

(設置目的)

第1 北海道におけるアイヌの人たちの自立を促進し、社会的、経済的地位の向上を図るため、アイヌの人たちに対する今後の総合的な施策のあり方について協議する「アイヌ生活向上推進方策検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議が所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) アイヌの人たちの生活向上に関する今後の総合的な施策のあり方についての検討に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3 検討会議は、11名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、教育関係者、産業関係者、市町村行政関係者及びアイヌ関係者の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長等)

第4 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5 検討会議は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 検討会議の庶務は、環境生活部アイヌ政策推進室において行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

アイヌ生活向上推進方策検討会議委員名簿

| 所 属 及 び 役 職 名 | 氏 名 |
|---------------------------------|------------------------|
| 阿寒アイヌ工芸協同組合 専務理事 | あき べ ひで お 秋 辺 日出男 |
| 白糖漁業協同組合 専務理事 | あし だ ひろ やす 芦 田 廣 康 |
| むかわ町 アイヌ生活相談員 | あし や あけ み 芦 谷 明 美 |
| 公益社団法人北海道アイヌ協会 副理事長 | あ べ かず し 阿 部 一 司 |
| 北海道商工会連合会 事務局長 | いし ばし たかし 石 橋 孝 |
| 標津漁業協同組合 代表監事 標津町議会 副議長 | お がわ ゆう じ 小 川 悠 治 |
| 北海道大学アイヌ・先住民研究センター 准教授 | おち あい けん いち 落 合 研 一 |
| 二風谷民芸組合 代表理事 | かい ざわ まもる 貝 澤 守 |
| 北海道アイヌ地区振興対策事業推進協議会会長 新ひだか町長 | さか い よし ひで 酒 井 芳 秀 |
| 北海道大学大学院法学研究科 教授 | は せ がわ こう 長谷川 晃 |
| 千歳市立末広小学校 校長 | やま ぐち あきら 山 口 輝 |